

幼稚園・認定こども園(教育部分) 預かり保育助成金FAQ(葛飾区)

2019/11/08版

No.	質問	葛飾区回答
1	施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けた児童(以下「無償化対象児童」という。)の保護者が、幼稚園の預かり保育以外を利用した場合は、保護者が区のホームページより申請書類をダウンロードし、記入(添付物持参)の上、幼稚園に提出という流れはいいか?	そのとおりです。
2	預かり保育の利用料が月額・スポット・2時間利用等で設定されている場合、無償化対象児童の保護者へ交付する預かり保育利用料助成金の流れはどうなるのか?	<p>どのような利用形態であっても、当該月に支払った料金の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書を保護者に交付してください。</p> <p>助成金申請書を保護者が記入し、特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書を添付し、幼稚園で取りまとめの上、区へ提出してください。</p> <p>審査後問題がなければ、区から保護者の口座に直接振込みます。</p>
3	例えば、ひと月に1回700円×20日利用した場合の助成額はいくらか?	<p>預かり保育の助成上限額は日額450円×利用日数で算出しますので、ご質問の利用の場合、上限額は450円×20日=9,000円となります。</p> <p>実際に負担した金額は14,000円となりますが、上限額が9,000円ですので、9,000円が助成額となります。</p>
4	預かり保育の領収書は1日毎に表にまとめたものを提出するのか?	<p>特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書をご提出いただきます。</p> <p>特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書は、4月～翌年3月までの月別に1年間を証明できる書類です。</p>
5	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書の発行は毎月行うのか?	<p>園の実務や保護者の希望によって発行してください。</p> <p>区への助成申請の締切りごとに対象期間の証明書を一括発行することや、保護者の希望により毎月発行することも可能です。</p>
6	新3号認定を持つ満3歳児未満(2歳児)の児童が、幼稚園の預かり保育を利用する場合、無償化対象か?	<p>幼稚園・認定こども園(教育部分)においては、満3歳以上が無償化対象児童になっているため、預かり保育利用料助成の対象外です。</p> <p>満3歳の誕生日を迎える前日から無償化の対象となります。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度へ移行していない園の場合は、園の裁量で、満3歳未満の児童は預かり保育を利用させることは可能です。</p>
7	無償化対象児童の保護者が、就労等の認定要件以外の私事(リフレッシュなど)で預かり保育を利用する場合、園の規定により費用を徴収していいか?	<p>認定要件での利用や認定要件以外の私事で利用に関わらず、料金は一律に設定してください。</p> <p>認定の有無等、保護者によって料金を変更することはできません。(質の伴わない利用料の引上げも同様)</p>